

# パブリックコメント等の意見反映状況

資料No.3-2

1 パブリックコメント 1人1件

2 第2回空き家対策協議会、市議会常任委員会の意見

◎意見への反映状況

- A 提出された意見を計画に反映、または一部を反映することとしたもの
- B 提出された意見が既に計画に記述済みのもの又は織り込み済みのもの等、変更をしないこととしたもの
- C 今回の計画には修正又は記述しないが、今後実施又は検討課題とするもの

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
1	協議会	P9	2章	アンケート結果等の生データが欲しい。課題としてまとめた(1)~(8)ではなく、具体的な意見があると課題が分かりやすい。まとめる前の物を出してもらえるとより議論が進んで、活発になると思う。市で抜粋した内容ではなく、生の声を全部上げてもらった方がよい。添付するだけで良い。実数があれば、どこにお金をかけるべきなのか分かりやすいと思う。	A	適正管理と危険空き家等除却補助金の相談件数について掲載 オ 管理不全空き家への対応件数	環境生活課
2	協議会	-			D	R2年1月~2月、R3年11月~12月に実施した空き家利活用に関するアンケート結果については、報告事項として協議会に提出します。	企画定住課
3	協議会	P14	4章	5年に一度の調査となっているが、3年に一度にならないか。	C	空き家の把握や調査において、タイムラグがあり、次回調査については、どのようにするか検討します。	環境生活課
4	協議会	P14	4章	特定空家等をHPに公開し、市民に周知するという事はできるのか。法律的に公開することはできないのか。各区長には、教えてもらっているが、市民には周知ができておらず、どれだけ危険な空き家があるのか分かってもらう必要がある。法律的に縛りがあるのであれば、できないのかもしれない。前に写真付きの資料をもらっており、HPに掲載することによって、危険な個所があることを周知できないかと考えた。	C	個人の建物に対して、特定空家相当であると特定できるような公開はできない。個人が特定されないような掲載方法を検討します。	環境生活課
5	協議会	P14	4章	外観だけでも写真で公表しないと。中に入って見ることはできないかもしれないが、抑止力にならないか。屋根が落ちた物は空き家じゃないというから。今後どうするのか、相談してくださいとか所有者に言わなければ。	C	所有者には、空き家の写真を添付して、適正管理を依頼しています。市民課で建物課税を外すと住宅特例もなくなるので、所有者に通知する際に併せて、適正管理を依頼する予定です。	環境生活課 市民課

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
6	協議会	P14	4章	空き家セミナーとか地区で開催されれば良いが、もう2月になり無理かもしれない。季節の良い時なら、開催も出来たのではないか。	C	弁護士による勉強会を2月以降に計画しています。	環境生活課
7	協議会	P14	4章	地区には、地図は配られていない。場所も分からないし、会議もできない。要望を出せば、地図はもらえますか。引き継がれていないので、全然分からない。	C	空き家実態調査のために地区からいただいた空き家の位置図がわかる住宅地図を今後、地区に戻すように準備を進めています。	環境生活課
8	協議会	P14	4章	市が全部管理してくれればいいけれど、現実的には何もやらない。	D	第一義的管理責任は所有者にあるため、適正管理の依頼を所有者に送付しています。今後、地区とも協力しながら空き家の適正管理に努めていきたい。そのために、まず地区から提供のあった空き家の位置図をお返します。	環境生活課
9	協議会	P14	4章	強風が吹いて、屋根の一部が飛んだ場合等、どこに相談すればよいのか分からないから、市役所に連絡して欲しいと頼んでいる。何かあっても管理ができない。	C	今後、個人情報に配慮しながら、どのように空き家の管理をしていくのか、継続して検討します。	環境生活課
10	協議会	P14	4章	市民の方からスズメバチの巣があり、空き家のようにと言われても、自分達は空き家かどうか分からない。	B	地区や市民の方から相談のある空き家の苦情については、所有者を調査して、管理をお願いしています。	環境生活課
11	協議会	P14	4章	市ができないなら、区で独自にリストを作らなければならない。今、高齢者や一人暮らしの世帯でどのような病気をもっているかは、民生委員や区に公開され、個人情報は届いている。何故、空家だけが公開できないのかという気がする。	D	災害時要配慮者の個人情報は、目的外に利用はでない。空家法においても、調査等には制限があります。	環境生活課

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
12	市議会	P14	4章	今現在は空き家で、所有者がはっきりしているけれども、危険な状態になった時に、相続放棄になると結局、誰の責任で空き家を管理する必要があるのか。場合によっては、壊す必要もある。	B	第4章 2空家等発生の抑制 3適正管理の促進	環境生活課
13	市議会	P15	4章	危険な状態になる前の対策がこれからは求められるのではないかと。個人の所有財産、物件によっては資産価値があるもの、資産価値のあるうちに、利用していただければいいけれども、利用価値がなくなってから相続放棄されてしまうと、行政としても経費がかかる。今後、できる対策をしていただきたい。	B	第4章 4空家等の利活用の促進  将来的な資産管理を早い段階から考えていただけるよう、セミナーや相談会等を開催しながら意識を高めていくとともに、第三者の利活用をお考えの場合は、いえかつ糸魚川が運営する空き家バンクへの登録を促進し、空き家の流動化を図ります。	企画定住課
14	協議会	P15	4章	家の下には必ず土地が付いてきて、空き土地というのですが、中には、草を刈るのが面倒なので、土地を買って欲しいという人もいます。いくらでもいいからという人もいます。また糸魚川地区は変わっていて、更正図がしっかりしていない。しかし、売買をする場合は、必ず建物と土地の測量図が付いていないといけません。市でも街場で草が生えて困っているという苦情が出ていると思う。家を売るにも境界がはっきりしないと売ることができない。空き家と空き土地をセットで考えて欲しい。	C	いえかつ糸魚川が運営する空き家バンクは空き家に付随する土地も含め、相続や境界がはっきりとしている物件について登録を促している。農地付き空き家として掲載している例もあるが、空き土地のみの取り扱いについては今後、増加するものと思われるため、検討課題と捉えています。	企画定住課
15	パブコメ	P15	4章	私は糸魚川市に若者への魅力が少ないから移住・定住が少なく、逆に市外へ出ていき空き家が増えると考えている。今ある魅力を残すことも大切だが、そちらばかりに向いていて若者の移住・定住が進まない。若者にとって市内にあれば嬉しいものは、人気チェーン店(ファストフード店・ファミレス等々)であったり、娯楽施設(ゲームセンター・バッティングセンター・映画館・ホビーショップ等々)である。今現在、上記の施設はあるだろうか？あるのはスーパー・ホームセンターと電気屋ばかりで他はなににも無い。こういったことから空き家の根本的な問題は、糸魚川市の若者への魅力がない事だと考える。	D	若者定着につきましては、施設整備も魅力の一つですが、多様な出会いや新たなつながりづくりから活動活躍の場を広げ、楽しく住み続けたいと思う環境整備が必要と考え、つながる若者応援事業等を推進して参ります。一方、ライフスタイルの多様化に伴い当市を離れ、空き家となるケースもあることから、所有者への意向確認を行うとともに、いえかつ糸魚川が運営する空き家バンクへの登録を促進することで利活用から流通化を図ることも実施しているところです。	企画定住課

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
16	市議会	P15	4章	生活していく上で不便な中山間地域の一人暮らしの方等が冬季間だけ街中へ誘導し空き家に住んでもらうような施策(改修等)を今後、検討してください。	C	居住誘導施策については、市内委員会で検討を進めており、引き続き、関係課連携のうえ取り組みます。	都市政策課
17	市議会	P15	4章		C	空き家等の利活用に係る市民誘導策につきましては、今後の検討課題とします。	企画定住課
18	市議会	P15	4章	能生地域での利活用の取組を糸魚川全体でも今後、支援していく考えがあるのかどうか。	C	全市的な取組としての支援策等につきましては、今後の検討課題とします。	企画定住課
19	協議会	P18 ~19	4章	資料No.1-3の空き家放置の税優遇取り消しを市が行わないことはわかるが、今後5年間ボロボロの空き家に対して更地としての税金をかけるという対策の意思があるのであれば、記載しておいても良いのではないか。これは法律上できるものであり、空き家法にも記載がある。	D	屋根や周壁等の崩落により外気分断性が保てない家屋については、滅失として課税台帳から抹消している。税の取扱いは、法律に基づき処理していきます。	市民課
20					A	住宅特例の優遇措置の解除について、一覧表を掲載	環境生活課
21	市議会	P18 ~ P19	4章	壊したいけれども、壊すと今度、固定資産税が高くなるからという理由が、市民にまだ理解されないで、ひとり歩きしている。 更地になるとかえって高くなるという思い込みでいる方がいるように見受けられる。市民周知が必要ではないか。	C	今後、市民周知に努めます。	環境生活課 市民課
22	協議会	P19	4章	市では過去2回位、空き家対策が民法の規定により、実施されていると認識している。民法の記載が必要ではないか。	A	民法第697条の条文を追記します。	環境生活課

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
23	協議会	-	4章	今後空き家が増えていくと、自治会がもたなくなると、自治活動ができなくなる。他所では、お宮やお寺の管理もできなくなり、再編という話もある。地域の活動に影響が出て、地域が疲弊していくことになっていく。何としてでも何らかの形で知恵を絞って考えていかなければいけない問題である。ある所では、空き家を管理していない所では町内費としてもらえないから、協力費としてもらっている所もある。そうでないと自治会の活動ができなくなる。	D	地域で空き家等に関心を持っていただくことは重要と捉えている。区費等の考え方は自治会によって相違もあるが、様々な事情により空き家等となることから、所有者と良好なコミュニティや関係性を築いていくとともに、不明な点はお問合せいただきたい。	環境生活課 企画定住課
24	市議会	P23	資料	不良度判定の点数が市民には分かりづらくて、その判定内容もちよっと複雑で、どうやって点数を付けたかなっていう部分もある。 空き家の状態について、所有者に情報は届いているのでしょうか。	C	管理が不十分な空き家について、市民や地区の方から通報があった場合に所有者に適正管理をお願いしています。その際には現地に行って、写真を撮って、空き家の状況を写真を添付して、個別に対応を依頼しています。全ての空き家について情報提供をしているわけではありませんので、今後、所有者にどのように情報提供していくのか検討します。	環境生活課
25	市議会	P26 ～ 27	資料	市、国の制度が様々ありますけれども、多自治体で、無料で空き家を外の人にあげるとか、3年住んだら、あとは無料、あとは買うか買わないかとか、移住とか定住の促進にもつなげている自治体があると思うんですけど、市として、今後のお考えをお聞かせください。 ぜひ、様々な広報のいろんなところの広報に糸魚川が入るように取り組んでみてください。	D	UIターンの施策として取得や改修に係る経費の一部を支援していますが、あくまでも資産管理は自己責任であり、関わり方が非常に難しいため、ご意見にあることは現在、考えておりません。	企画定住課
26	市議会	P27	資料	空き家の発生を抑制するための特例措置、3000万の特別控除をする制度ね。これらについては、以前から例えばおしらせばんとか何かにお知らせしていましたか。 制度について、もう少し知らせる努力をされたほうがいいよな気がいたしますので、意見として申し上げておきます。	C	今後、市民周知に努めます。	環境生活課
27	協議会	P28	資料	資料編で川辺弁護士の選出母体は、弁護士会ではなかったのですか。	A	選出母体は、「県弁護士会」のため、修正します。	環境生活課

No	区分	頁	章等	意見	反映状況	回答	担当課
28	協議会	-	全体	前回の計画と表紙が同じ。表紙も違うものに変えてはどうか。内容も写真が少ない。総合計画のように写真を入れることはできないか。大雪の時や皆が活動している写真等。	A	P15、P17に写真を掲載します。	環境生活課
29	市議会	-	全体	これも人口減少問題と同じ、リンクする形で空き家問題っていうのはもう当市でも避けて通れない大きな課題です。市の空き家率が高くなってくると、ある程度ワンストップというか、一つの、できるような体制づくりを今後やっぱり検討していく状況ではないか。今後、どんなお考えとか、今現状抱えている課題の中で考えられる対応策をお願いします。	D	関係課の連携で対応させていただいており、現状の対応が良いか一つの組織にした方が良いか検討しています。今しばらくは、関係課の連携で対応したいと考えています。	総務課